

第 5695 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月19日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## ⇨ 財産分与と課税

**Q** : 離婚に伴って財産分与があったときは、どのような課税関係になりますか？

**A** : 次のように取り扱われます。

### 【解説】

夫婦が離婚したとき、相手方の請求に基づいて一方の人が相手方に財産を渡すことを財産分与といいます。

離婚により相手方から財産をもらった場合は、通常、贈与税がかかりません。これは、相手方からの贈与ではなく、夫婦の財産関係の清算や離婚後の生活保障のための財産分与請求権に基づき給付を受けたものと考えられるからです。

ただし、次のいずれかに当てはまる場合には贈与税がかかります。

①分与された財産の額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額やその他すべての事情を考慮してもなお多過ぎる場合

この場合は、その多過ぎる部分に贈与税がかかることとなります。

②離婚が贈与税や相続税を免れるために行われたと認められる場合

この場合は、離婚によってももらった財産すべてに贈与税がかかります。

なお、財産分与を土地や建物で行ったような場合は、その分与した者は、その分与した時においてその時の価額によりその資産を譲渡した事実として取り扱われることとなっていますので、注意してください。

